

(別 記)

不服申立内容	不服申立ての種類	処分 類型	裁決 内容	根拠法令	処理状況	
					不服申立日	
・ 京丹後市が行った令和元年10月1日付け法定外公共物占用許可に係る審査請求 (1総務第3509号)	審査請求	許可処分	却下	京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例	不服申立日	令和2年 3月14日
					諮問日	—
					答申日	—
					裁決日	令和2年 8月18日
					処理期間	6箇月

※ 諮問日及び答申日は、行政不服審査法第43条の規定により、京丹後市行政不服審査会へ不服申立てに係る諮問を行った経過です。